

名古屋市公募型見積合せ（試行）実施要領

令和8年3月5日
7財契第61号

（趣旨）

第1条 この要領は、本市（区役所等は除く。以下同じ。）が締結する契約について、公募型見積合せを実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募型見積合せ 調達案件の情報を名古屋市電子調達システム（以下「システム」という。）により閲覧に供し、一定の資格を有する者を公募して見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する契約方式をいう。
- (2) 市長等 契約の締結に関し権限を有する者（市長又は名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）により契約事務の委任を受けた者がある場合はその者）をいう。

（対象契約）

第3条 公募型見積合せによる契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第19条に定める随意契約のうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

（参加資格）

第4条 公募型見積合せに参加する者に必要な資格は、次の事項とする。

- (1) 名古屋市競争入札参加資格審査において、調達案件ごとに指定された申請業種の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (2) 見積書の受付を開始した日から契約の相手方の決定までの間に名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）の規定による指名停止の期間にない者であること。
- (3) 見積書の受付を開始した日から契約の相手方の決定までの間に名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する同意書（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間にない者であること。
- (4) その他調達案件ごとに定める要件を満たす者であること。

2 前項第1号及び第4号に規定する資格の有無の判定は、見積書受付締切日現在による。ただし、見積書受付締切日以後、契約の相手方の決定までの間にいずれかの資格要件を満たさなくなったときは、見積に参加する資格がな

い者とみなす。

3 参加資格の確認は、最低の見積価格を提示した者（以下「最低価格見積者」という。）で、当該見積価格が予定価格の制限の範囲内であった者について行う。なお、システムにより参加資格の確認ができる場合は、それを省くことができる。

4 市長等は、参加資格の確認について必要があると認める場合は、前項で定める者に対し、その確認のために必要な資料を提出させるものとする。

（調達案件の公開）

第 5条 公募型見積合せにより契約を締結しようとするときは、調達件名及び仕様書等をシステムにより公開するものとする。

（見積書の提出）

第 6条 見積書は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にて、原則としてシステムに登録されたメールアドレスを発信元として提出させることとする。

2 前項に定める見積書は原則としてPDF形式とし、次に掲げる事項を記載させる。

(1) 件名

(2) 見積価格

(3) 見積書提出日

(4) 見積者の所在地、商号又は名称、代表者役職・氏名

(5) あて先（市長等）

3 公募型見積合せに参加しようとする者から仕様書等の内容の説明を求められた場合は、速やかに回答するものとする。

4 見積書の提出後は、その差替え、変更又は取消しをすることができない。

（紙による見積書の提出）

第 7条 公募型見積合せに参加を希望する者から、パソコン等のシステム障害その他やむを得ないと認められる理由により電子メールの利用ができない旨の申立てがあった場合は、前条に定める見積書を書面により提出させる。その場合は、紙入札に準じて取り扱うものとする。

（見積書の無効）

第 8条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

(1) 公募型見積合せに参加するために必要な資格を有しない者により提出された見積書

(2) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもって提出された 2通以上の見積書

(3) 委任状を提出していない代理人の名で提出された見積書

(4) 金額が改ざんされ、又は訂正された見積書

(5) 第 6条第 2項に定める見積書に記載すべき事項が記入されていない、又

は記入事項を判読できない見積書

- (6) 一定の金額をもって金額が表示されていない見積書
 - (7) 指示された方法によらずに提出された見積書
 - (8) 見積書受付締切日時までに指定するメールアドレスのメールサーバーに到達しなかった見積書
 - (9) 資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者により提出された見積書
 - (10) その他見積合せの条件に違反して提出された見積書
- 2 前項に定めるもののほか、書面による見積書が提出された場合において、見積書受付締切日時までに指定する場所に到達しなかった見積書も、無効とする。

(契約の相手方の決定方法)

- 第9条 見積書を提出した者のうち（提出者が1者の場合を含む。）、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示し、当該調達案件の参加資格を満たす者を契約の相手方と決定するものとする。
- 2 前項の場合において、最低価格見積者が2者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、市長等は、その者に代わり当該見積に関係のない本市職員をしてくじを引かせるものとする。
- 3 予定価格の制限の範囲内の見積書の提出がなかった場合は、原則として最低価格見積者と優先的に価格交渉を行い、契約の相手方を決定する。
- 4 前3項の規定によっても、契約の相手方が決定しないときは、公募によらず見積書を徴取する者を指名し、その者に見積書を提出させて、契約の相手方を決定することができる。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初公募型見積合せに付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(契約の相手方の決定の通知)

- 第10条 市長等は、見積書を提出した者に契約候補者をシステム又は電子メール等により通知し、決定した契約の相手方に対し、必要書類の提出を求めるものとする。

(公募型見積合せの取下げ)

- 第11条 市長等は、契約を締結するまでは、公募型見積合せを取り下げることができる。見積書の受付締切日後も同様とする。

(公募型見積合せの結果の公表)

- 第12条 市長等は、公募型見積合せにより契約の相手方を決定したときは、システムにより次の各号に定める事項を公表する。

- (1) 件名
- (2) 契約の相手方
- (3) 契約金額

(4) 見積合せ参加者名及び見積金額
(契約の締結)

第13条 市長等は、第 9条の規定により契約の相手方と決定した者に対し、速やかに契約書（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録をいう。）に電子署名をさせなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第 100号）第 2条第 1項に定める建設工事の契約を締結する場合で、契約の相手方に電子署名による契約の承諾を得られない場合は、これに代えて書面による契約書を作成し、記名押印の上、相互に交付するものとする。

2 市長等は、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、その者と契約を締結しないことができる。

(1) 前項に規定する契約手続きを怠ったとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

附 則

この要領は、令和 8年 4月 1日から施行し、同日以後に契約の申込みの誘引が行われる契約について適用する。